

報道発表資料の配付日時 2月9日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和7年度包括外部監査の結果に関する報告について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	令和7年度包括外部監査の結果について、包括外部監査人から、報告があったのでお知らせします。 1 包括外部監査人 桶谷 和人 氏 (弁護士) 2 監査テーマ 北海道と北海道信用保証協会との損失補償契約 3 報告日 2月9日(月) 【配付資料】 令和7年度北海道包括外部監査の結果報告書		
参考			

報 道（取 材） に 当 た っ て の お 願 い			
他 の ク ラ ブ と の 関 係	同 時 配 付 同 時 レ ク	(場所)	
担 当 (連 絡 先)	総務部イノベーション推進局行政マネジメント推進課 課長補佐 千田 TEL ダイヤルイン：011-204-5002 内線：22-439		

令和7年度 北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

第1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

北海道と北海道信用保証協会との損失補償契約

2 特定の事件を選定した理由

北海道の企業が民間金融機関から受ける融資には、北海道信用保証協会が保証を行う信用保証付き融資と、信用保証付き融資ではないプロパー融資とがある。また、前者の一種には北海道が北海道信用保証協会の損失を補償する融資がある。

企業の業績不振等により融資の返済ができなくなった場合の債務整理の手法は、近時、様々な法律及びガイドラインが制定されてきた。直近では、令和4年4月15日から適用された中小企業の事業再生等に関するガイドラインがそれに該当する。

そこで今年度は、北海道と北海道信用保証協会との損失補償契約に基づく事務が、近時整備されつつある債務整理手法に対応可能な体制となっているかについて諸規定の整備状況を確認するとともに、当該諸規定に基づく事務処理が適切になされているか等を検証することを目的に、今年度の監査テーマを選定した。

3 監査の対象機関

北海道経済部、北海道信用保証協会（財政的援助団体）

4 監査の実施期間

令和7年8月18日から令和7年12月26日まで

5 監査の着眼点

ア 各年度の損失補償手続が、関連する法令、条例、規則等に基づいて適正に実施されているか。

イ 北海道信用保証協会において各年度に発生した損失補償を求めるべき債権について、北海道へ損失補償を求める手続が適正に行われているか（過剰請求、過小請求がなく）。

ウ 北海道において各年度に北海道信用保証協会から損失補償を求められた債権について、北海道信用保証協会へ損失補償を履行する手続が適正に行われているか。

エ 北海道において各年度の損失補償金の財務の管理に関する事務の執行が、適正に行われているか。

6 主な監査手続

- ア 監査対象とした契約に基づく諸手続について関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認した。
- イ 所管課に対してヒアリングを実施するとともに、関係業務に係る書面調査を実施した。
- ウ 所管課による財務の管理に関する事務の執行手続の再現（実地監査）を実施した。
- エ その他必要と認めた手続を実施した。

7 包括外部監査人及び補助者（五十音順）

包括外部監査人	桶谷	和人	弁護士
補助者	浅井	悠太	弁護士
補助者	井上	彰	弁護士
補助者	久保	実穂子	弁護士
補助者	富永	誠	公認会計士
補助者	中島	幹雄	公認会計士

包括外部監査人及び補助者はいずれも、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の結果

1 監査の結果概要

- 【指摘】早急に是正又は改善を求める事項（9件）
- 【意見】監査の結果に添えて提出する意見（7件）
（適法性、有効性、効率性、経済性等の観点から検討の必要がある事項）
- 【所感】監査を通じて感じた点（1件）

2 監査の対象

（1）北海道と北海道信用保証協会との損失補償契約

損失補償契約に関連した全体の流れは、以下に図示したとおりである。

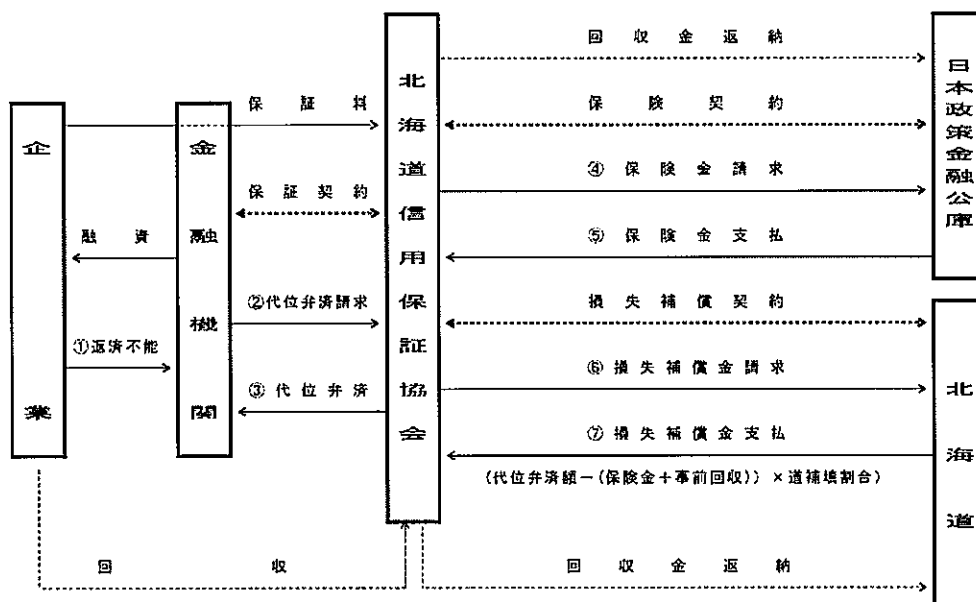
中小企業者等が金融機関等から事業資金等を北海道信用保証協会付き融資として借り入れる際、中小企業者等は北海道信用保証協会の保証によって信用力を補完し、万一、中小企業者等が借入金の返済ができない場合であっても、北海道信用保証協会が金融機関等に対し保証契約に基づき「③ 代位弁済」を実行する。

もっとも、北海道信用保証協会は株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）との

間で保険契約を締結していることから、「③ 代位弁済」後、日本公庫に対し「④ 保険金を請求」し「⑤ 保険金支払」を受けることとなる（信用保険制度）。

他方、当該融資が、北海道との間の損失補償契約の対象となる制度融資であった場合、北海道信用保証協会は、北海道から「⑦ 損失補償金支払」を受けることもでき、北海道信用保証協会は、北海道による損失補償によっても、損失の補填を行うことができる（損失補償制度）。

北海道信用保証協会損失補償のしくみ



（出典：北海道経済部地域経済局中小企業課金融係作成）

（２）北海道信用保証協会

北海道信用保証協会は、昭和24年3月29日、社団法人北海道信用保証協会として設立認可された社団法人が前身であり、昭和29年4月1日、信用保証協会法に基づき認可法人に組織変更した。

令和7年6月1日現在の従業員数は、218名（内、役員（常勤5名・非常勤13名）18名、職員（管理職含む）200名）である。

（３）北海道で損失補償を担当する部署

ア 部署名

北海道経済部地域経済局中小企業課金融係

イ 職員数

4名（令和7年12月1日現在）

ウ 北海道信用保証協会職員の兼務（利益相反）

なし

エ 職員の異動・経歴等

他部署同様の人事異動があるが、直近5年間においては、上述の担当部署に金融機関等の経験者を1名以上配置するよう配慮しているとのことである。ただし、それらの「経験者」のうち「金融機関等」において債権回収を担当する部署を経験した職員の有無については北海道から回答を得られなかった。しかも、その「金融機関等」には証券会社も含んでいるとのことである。また、その1名以上「配置するよう配慮」することについての規定はなく、その職員配置について文書化された申し送りもない。

また、北海道信用保証協会への出向といった人事交流は見られない。

3 指摘、意見及び所感

(1) 損失補償支出の根拠の調査が不十分である【指摘】

予算違反の支出、債務不確定の支出（例えば、損失補償の要件を欠いているにもかかわらず、北海道が損失補償を行うこと）は、地方自治法第232条の4第2項違反となる。そして、予算違反及び債務不確定の支出を防止するため、北海道知事は、当該支出に係る法令及び契約書その他の関係書類により、支出の根拠、所属年度、歳出科目、金額、債権者等について調査の上、支出を決定するプロセスを経る必要がある（北海道財務規則第2条第10号、第81条第2項）。

しかし、北海道は、損失補償の請求要件が充足されているかを全件確認していない。これでは支出の根拠について必要な調査が行われたとはいえない。現状の事務処理は、北海道財務規則第81条第2項に反している可能性があり、是正を求める。

北海道は、この点について、損失補償の支払に当たり必ず全件を確認しなければならない規定はなく、北海道財務規則違反には当たらない旨を回答した。

しかし、北海道財務規則に全件を確認しなければならない旨の規定はないが、サンプル抽出した一定件数の確認で足りる旨の規定もない。また、サンプル抽出方法を定めた規定もない。

(2) 損失補償の請求要件及びその他の記載が不明確である【意見】

損失補償契約書に記載された損失補償の請求要件が不明確であるため、改善を求める。その請求要件は、以下のとおりである。

番号	要件	改善意見
①	損失補償の対象となる信用保証が付された融資について、北海道信用保証協会が損失を受けたこと	契約書では、北海道信用保証協会が「損失を受けた場合」となっているが、曖昧であるので、必要に応じ、北海道が補償する北海道信用保証協会の「損失を受けた場合」の定義（信用保証制度に基づき代位弁済をした場合）を契約書に記載することが望ましい。
⑥	北海道信用保証協会について損失補償契約違反や、保証若しくは求償権の行使について故意又は重大な過失が認められないこと	契約書では、「保証若しくは求償権の行使について故意・・・があると認めたとき」の支払拒否等について記載があるが、曖昧であるので、「乙が、保証契約の締結、代位弁済、求償権の行使に関連し、故意または重過失により甲に対し損害を与えたとき、または損害を与えるおそれが生じたときは」などのように具体的に記載することが望ましい。

また、損失補償契約書には、ほかにも「避けることのできなかつた費用」（2条1項柱書のカッコ書き、何が含まれ、何が含まれないか）、「損害金」（2条1項、損害金とは遅延損害金のことを指すのか）、「求償権の管理事務の停止」、「求償権の整理」、「求償権の放棄等」（各定義や相違は何か）といった文言のように内容を把握しづらい箇所がある。

これに対し、北海道から、確かに契約書には各文言について定義規定は置かれていないが、北海道と北海道信用保証協会との間において、日本公庫と北海道信用保証協会との間に適用される規定を準用することになっているので、特に実務上解釈が問題となるケースはない旨の回答があった。そうであれば、各文言について、日本公庫と北海道信用保証協会との間に適用される規定のうち、どれを準用するかを損失補償契約書に明示しておくことが望ましい。契約当事者は同じでも、実務担当者が定期的に変更する場合には、明示しておくことにより、後任の担当者間で解釈の違いが生じることを防ぐことができる。

(3) 抽出手続を定めた規程なし（損失補償支払）【指摘】

ア 指摘・意見の前提となる事実

損失補償の請求及び返納は年2回行われ、その後実地検査にて内容を検証し、毎年9月末及び3月末に損失補償額の支払い及び返納額の受領が行われる。

実地検査について提出された報告書及びその添付資料を閲覧したところ、請求取引20件、返納取引10件、その他管理事務停止取引20件の抽出確認を実施していた。具体的な抽出手続について担当者へ質問したところ、以下のような回答であった。

取引種別	具体的抽出方法
請求取引	① 北海道が事前に抽出する。 ② 損失補償契約の回次別に少なくとも1件抽出する。 ③ ②で抽出した合計が20件に満たない場合、契約回次別の金額比率で残りの抽出数を割り振る。 ④ 抽出方法は任意。
返納取引	① 北海道信用保証協会に抽出を委ねている。
管理事務停止取引	① 北海道が事前に20件を抽出する。 ② 抽出方法は任意。

(出典：担当者からの回答を元に包括外部監査人が作成)

抽出方法についての規程又はマニュアル等は存在せず、過年度から前年踏襲で運用している。

監査人が集計した過去5年間の請求件数及び金額は以下のとおりであった。

実地検査状況推移(請求)

(単位:件、円)

損失補償請求		実地調査				
請求日	件数	報告日	抽出方法	件数	割合	金額
令和2年7月14日	208	令和2年9月1日	任意抽出	12	5.8%	6,612,502
令和3年1月12日	142	令和3年3月2日	任意抽出	20	14.1%	20,691,939
令和3年7月20日	77	令和3年8月20日	任意抽出	20	26.0%	18,948,880
令和4年1月17日	113	令和4年2月28日	任意抽出	20	17.7%	27,977,621
令和4年7月22日	154	令和4年9月5日	任意抽出	20	13.0%	31,828,297
令和5年1月13日	227	令和5年2月24日	任意抽出	20	8.8%	41,416,806
令和5年7月18日	316	令和5年8月30日	任意抽出	20	6.3%	45,577,471
令和6年1月16日	425	令和6年2月22日	任意抽出	20	4.7%	30,914,304
令和6年7月12日	437	令和6年8月30日	任意抽出	20	4.6%	32,227,077
令和7年1月17日	529	令和7年2月21日	任意抽出	20	3.8%	20,905,823

(出典:請求件数及び金額は「損失補償請求書」から包括外部監査人が集計し作成)

一般事業会社等に対する会計監査でサンプリングを実施する場合、「監査サンプリング」(監査基準報告書530 日本公認会計士協会監査・保証基準委員会 最終改正2022年10月13日)に基づいて行う。上述の実地検査は会計監査には該当せず、必ずしも同様に実施する必要はないが、その考え方は非常に有用であり参考にすべきと考える。具体的には以下のような視点が必要である。

①サンプリング手法の検討

サンプリングには統計的サンプリング又は非統計的サンプリングがある。前者は確率論に基づき、例えば無作為抽出でサンプリングを実施する。無作為抽出によると全てのサンプリング対象に抽出機会が与えられ、テスト結果を評価することにより母集団全体に対する結論を推定することができる。

一方、非統計的サンプリングは、定まった手法ではなく、実施者の判断に基づいて抽出される。例えば、検討が難しい項目を避けるなどの意識的な偏向や

予測を排除し、母集団における全ての項目に抽出の機会があるように抽出することで、検証結果は一定の評価ができるかもしれないが、統計的サンプリングには属さない。

サンプル抽出方法には以下のようなものがある。

種類	方法	具体的内容
統計的サンプリング	無作為抽出法	例えば、乱数表などの一定の方法を利用して抽出する。
	系統的抽出法	例えば、最初のサンプリングは乱数表に基づくが、以降は一定間隔で抽出する。
	金額単位抽出法	母集団を構成する項目の金額的に上位の項目からの累計額が一定額以上になった場合、その該当項目を抽出する方法。
非統計的サンプリング	任意抽出	抽出する者の判断を加味し、サンプルを抽出する方法。

道が実施しているサンプリングは非統計的サンプリング（任意抽出）であり、テスト結果からは母集団全体に対する結論を推定することはできない。

②母集団の階層化

母集団を一定の特性ごとの下位母集団に分けることにより検証を効率的に実施できる場合がある。一定の特性とは金額による場合もあれば、それ以外の属性情報を採用する場合もある。

北海道は本来全件検証すべきところ抽出確認によっていることから、一定の件数及び金額カバレッジ（全体の件数及び金額に対する検討割合）の設定は必要と考えられる。その際は金額による階層化を行って抽出することが有用となる。

③サンプリングの結果の評価

テスト結果を評価したうえで、母集団全体について評価を結論づけなければならない。サンプリング手法を統計的サンプリングで実施した場合、テスト結果に誤りがなければ、母集団全体についても誤りはないと評価することができる。

イ 抽出手続を定めた規程がない

抽出手続を定めた規程又はマニュアルがなく、かつ実地検査では任意で抽出した20件を検討しているのみであり、改善が必要である。

現状の抽出方法は上述のとおり非統計的サンプリングであり、金額又は属性による階層化を行っていない。そのため、以下のようなリスクが存在する。

(ア) 金額的に重要な誤謬(誤り)を見逃すリスク

金額による階層化を行わず、金額カバレッジも設けずに任意サンプリングで抽出しているため、多額な損失補償請求について計算の誤り等が存在していた場合、未検証のままとなるリスクがある。

(イ) 属性に係るサンプリングの偏りが生じるリスク

属性による階層化も契約回次以外に行っていないため、サンプリングが一定の属性に偏ってしまい、他の属性の損失補償請求について計算の誤り等が存在していた場合、未検証のままとなるリスクがある。

また、現状は損失補償の請求件数及び請求額がどれほど増減しても20件の実地検査にとどまっているため、母集団の総体が増えれば増えるほどカバレッジが低くなるという逆転現象が生じている。

最低限の検証件数の定めのほか目標とするカバレッジを定め、請求件数及び請求額の増減に合わせて検証水準も変更することが望まれる。

(4) 抽出手続を定めた規程なし(返納)【指摘】及び【意見】

ア 指摘・意見の前提となる事実

返納取引についても抽出方法についての規程又はマニュアル等は存在せず、かつ道は10件の抽出自体を北海道信用保証協会に任せている。

損失補償支払と同様に、監査人が過去5年間の返納件数及び金額を集計したところ以下のとおりであった。

実地検査状況推移(返納)

(単位:件、円)

損失補償返納		実地調査				
請求日	件数	報告日	抽出方法	件数	割合	金額
令和2年7月14日	2,810	令和2年9月1日	協会に委任	6	0.2%	78,738
令和3年1月12日	2,703	令和3年3月2日	協会に委任	10	0.4%	1,005,129
令和3年7月20日	2,631	令和3年8月20日	協会に委任	10	0.4%	213,592
令和4年1月17日	2,570	令和4年2月28日	協会に委任	10	0.4%	61,245
令和4年7月22日	2,522	令和4年9月5日	協会に委任	10	0.4%	259,567
令和5年1月13日	2,482	令和5年2月24日	協会に委任	10	0.4%	103,772
令和5年7月18日	2,365	令和5年8月30日	協会に委任	10	0.4%	183,334
令和6年1月16日	2,229	令和6年2月22日	協会に委任	10	0.6%	348,344
令和6年7月12日	2,215	令和6年8月30日	協会に委任	10	0.5%	1,259,605
令和7年1月17日	2,229	令和7年2月21日	協会に委任	10	0.4%	1,177,170

(出典:返戻金額は「損失補償返納調書」、返戻件数は「損失補償返納明細」から包括外部監査人が集計)

損失補償支払と同様、以下のような視点での改善が必要である。

① サンプリング手法の検討

検証する側である道が北海道信用保証協会にサンプリングを任せていること

は適切ではなく、自身でサンプリングする必要がある。

損失補償支払と同様に統計的サンプリングに基づき、テスト結果を評価することにより母集団全体に対する結論を推定する手法が有用である。

② 母集団の階層化

返納は代位弁済後の約定等に基づく少額な返納のほか、担保処分等による突発的かつ比較的多額なものもある。返納額による階層化は比較的容易に行えるものと思われる。

③ サンプリングの結果の評価

テスト結果を評価したうえで、母集団全体について結論づけなければならない。サンプリング手法を統計的サンプリングで実施した場合、テスト結果に誤りがなければ、母集団全体についても誤りはないと評価することができる。

イ サンプリングを北海道信用保証協会に任せていること【指摘】

実地検査の対象とする返納の抽出を北海道信用保証協会に任せていることは早期に改善しなければならない。損失補償契約書では北海道は北海道信用保証協会を監督する立場であり、実地検査のサンプリングは回収取引のパターン等の評価したうえで、自身で行わなければならない。北海道信用保証協会に抽出を任せている現状は、同契約書に定められた道の義務を果たしているとは評価できない。

ウ 抽出手続を定めた規程がないこと【意見】

実地検査の対象とする返納の抽出を北海道信用保証協会に任せているため、抽出手続を定めた規程及びマニュアルがなく、整備する必要がある。

損失補償請求取引と同様、以下のようなリスクが存在する。

(ア) 金額的に重要な誤謬(誤り)を見逃すリスク

金額による階層化を行わず、金額カバレッジも設けずに抽出を任せているため、多額な返納取引について計算の誤り等が存在していた場合、未検証のままとなるリスクがある。

(イ) 属性に係るサンプリングの偏りが生じるリスク

1件当たりの返納額も少額なものが多いことから、金額による階層化が効果的であると思われる。

また、現在は半年ごとの「損失補償金返納明細書」だけで抽出を行わざるを得ないが、複数期間を比較することで別な視点による抽出も可能となる。例えば、過去の趨勢と比較して急激に高額又は少額になった返納取引や、完済していないが返納が途絶えたもの(損失補償金請求明細書には記載されないが)等である。

北海道は、明細書をエクセルデータでも入手しており、上記のような階層化や

比較分析は容易に実施できるものと思われる。

また、上述のとおり、現状は返納件数及び返納額がどれほど増減しても10件の
 実地検査にとどまっており、カバレッジが非常に低い。最低限の検証件数の定め
 のほか目標とするカバレッジを定め、返納件数及び返納額の増減に合わせて検証
 水準も変更することが望まれる。

(5) 抽出手続を定めた規程なし（管理事務停止）【指摘】

ア 指摘・意見の前提となる事実

管理事務停止取引についても抽出方法についての規程又はマニュアル等は存在
 せず、過年度から前年踏襲で運用している。

損失補償支払及び返納と同様、監査人が集計した過去5年間の管理事務停止取
 引件数は以下のとおりである。

実地検査状況推移（管理事務停止）

(単位:件)

管理事務停止		実地調査			
承認申請日	件数	報告日	抽出方法	件数	割合
令和2年7月17日	195	令和2年9月1日	任意抽出	10	5.1%
令和3年1月19日	293	令和3年3月2日	任意抽出	20	6.8%
令和3年7月12日	159	令和3年8月20日	任意抽出	20	12.6%
令和4年1月18日	239	令和4年2月28日	任意抽出	20	8.4%
令和4年7月26日	192	令和4年9月5日	任意抽出	20	10.4%
令和5年1月23日	316	令和5年2月24日	任意抽出	20	6.3%
令和5年7月25日	248	令和5年8月30日	任意抽出	20	8.1%
令和6年1月19日	431	令和6年2月22日	任意抽出	20	4.6%
令和6年7月11日	356	令和6年8月30日	任意抽出	20	5.6%
令和7年1月17日	573	令和7年2月20日	任意抽出	20	3.5%

(出典:管理事務停止件数は「損失補償に係る求償権の管理事務停止承認一覧」から転記)

損失補償支払及び返納のように直接収受する金額に対する検証とは異なり、管
 理事務停止は手続に関する検証であり、以下のような視点での改善が必要であ
 る。

① サンプルング手法の検討

損失補償支払及び返納と同様に統計的サンプルングに基づき、テスト結果
 を評価することにより母集団全体に対する結論を推定する手法が有用であ
 る。

道の実施しているサンプルングは非統計的サンプルング（任意抽出）であ
 り、テスト結果は母集団全体に対する結論を推定することはできない。

② 母集団の階層化

管理事務停止は上述のとおり債務者の状況等に依存して発生する手続であ

り、階層化は一様にできるものではない。一方で実地検査時に使用する「管理事務を停止する代位弁済取引の一覧」には、代位弁済番号、債務者名の他、求償権現在額、損失補償現在額、債務者や保証人の現況が記載されている。

管理事務停止になると北海道としては返納の可能性がほぼなくなることから、その判断の合理性を検証するため「損失補償現在額」による階層化を行うことが考えられる。また管理事務停止条件の検証として債務者や保証人の現況による階層化も可能であると思われる。

③ 検証手続の再検討

北海道信用保証協会の内部手続として、管理事務停止のためには「管理事務停止稟議書」が起案され、承認される。

一般事業会社又は金融機関等では、重要又は非経常的な取引に係る事務手続の正確性を再検討する目的で、一定期間の当該取引について上席者が再度稟議書と照合して正当な手続が踏まれているか検討する内部統制が構築されていることがある。

詳細な検討は件数カバレッジ等を考慮した抽出確認で実施するとして、それ以外については上述の検証結果を閲覧又は再照合する等の簡便的な検証手続も考えられる。

④ 検討調書の簡素化

実地検査で作成する「管理事務停止承認申請に係る個別調書」を閲覧すると検証目的と関係のない記載が多く見受けられる。

管理事務停止取引のポイントは債務者、保証人、担保の状況であるが、「所在市町村」「資本金」「創業年月」「金融機関」「代弁額」等、直接検討目的と関係のない項目を記載又は入力して調書を作成している。債務者の特定は「代弁番号」の照合だけで足り、あとは債務者、保証人、担保の状況が管理事務停止に該当するか確認できれば手続として問題ないことが確認されるはずである。

再度個別調書の内容を検討し、効率的な検証を行うことが必要である。

⑤ サンプルングの結果の評価

テスト結果を評価したうえで、母集団全体について結論づけなければならない。サンプルング手法を統計的サンプルングで実施した場合、テスト結果に誤りがなければ、母集団全体についても誤りはないと評価することができる。

イ 抽出手続を定めた規程がないこと

抽出手続を定めた規程又はマニュアルがなく、かつ実地検査では任意で抽出した20件を検討しているのみであり、改善が必要である。

現状の抽出方法は上述のとおり非統計的サンプリングであり、金額又は属性による階層化を行っていない。そのため、以下のようなリスクが存在する。

(ア) 金額的に重要な損失補償額の返納可能性を途絶させるリスク

管理事務停止は手続に関する検証であるが、管理事務停止を承認することは返納の可能性がほぼなくなることにつながる。求償権現在額について階層化を行わず、金額カバレッジも設けずに任意サンプリングで抽出しているため、管理事務停止の判断に誤り等が存在していた場合、将来の返納の可能性を途絶させるリスクがある。

(イ) 属性に係るサンプリングの偏りが生じるリスク

属性による階層化は行っていないため、サンプリングが一定の属性に偏ってしまい、他の属性の管理事務停止の判断に誤り等が存在していた場合、未検証のままとなるリスクがある。

「管理事務を停止する代位弁済取引の一覧」によって把握できる属性は以下のとおりである。

- ・ 契約回次
- ・ 債務者の属性(個人事業主又は法人)
- ・ 損失補償現在額
- ・ 求償権現在額
- ・ 時効完成予定日
- ・ 債権者の状況
- ・ 保証人の状況

上述の全てについて属性による階層化を行う必要はないが、損失補償現在額、時効完成予定日等を利用して階層化を行うことが考えられる。

また、上述のとおり、現状は管理事務停止の承認件数がどれほど増減しても20件の実地検査にとどまっているため、総体が増えれば増えるほどカバレッジが低くなるという逆転現象が生じている。

最低限の検証件数の定めのほか目標とするカバレッジを定め、承認件数及び上述の損失補償現在額の増減に合わせて検証水準も変更することが望まれる。

(6) 実地検査の手続及び結果の検証ができない【指摘】

実地検査の結果は、損失補償請求、返納及び管理事務停止について、それぞれ

個別調書と呼ばれる書類に記載され、検査担当者の上席者へ提出される。しかし、検査担当者が行った検討内容を検証できる資料は個別調書に添付されていない。上席者は各個別調書の記載事項を所与のものとして確認するだけで、根拠資料に基づく事後的な検証可能性がない。

実地検査で検討した各種取引に関する資料を入手の上、意思決定時に根拠資料として添付し、上席者が実地検査の手続及び結果の検証ができるようにして決裁を受けるべきである。

(7) 実地検査手続のマニュアルの不存在と整備の必要性について【意見】

損失補償支払は本来全件検証すべきであるが、上述のとおり、実地検査についての規程又はマニュアルは一部しか存在せず、損失補償請求、管理事務停止について非統計的サンプルにより一部取引の検証を行い、返納取引については北海道信用保証協会にサンプリングを任せて検証し、全体として問題なしと結論づけている。実地検査全体について詳細に定めた規程又はマニュアルを作成することが必要である。

回収納付金については計算が複雑であるため既に「信用保証協会 損失補償金に関する検査のポイント」として取りまとめられているが、回収納付金算定に重きを置いたマニュアルであり、損失補償請求、管理事務停止についても別途マニュアルを作成することが有用である。

損失補償請求、返納及び管理事務停止については非常に専門性を有するため、これらを作成することで実地検査を担当する職員の能力を担保し、実地検査の効率性、実効性を高めるものになると思われる。

(8) 損失補償が履行された債権について、その原因を把握しておらず分析もしていない【指摘】

損失補償契約付き融資の中には、社会的、経済的環境の変化等の外的要因により一時的に売上の減少等業績悪化を来たしている中小企業者等を対象とする金融機関等にとってはリスクの高い貸付がある。これら貸付のなかには、保証承諾から6か月以内に保証協会による代位弁済が実行された（言い換えると、融資を受けてから6か月以内に貸付先が倒産等によって返済ができなくなった）融資も存在する。

しかし、北海道は、損失補償が履行された債権について検証したり、原因を分析したりしていない。そればかりでなく、北海道は、実地検査で無作為抽出された案件以外、個別融資に関する債務者名、金額、使途等の内容を全く把握していない。

北海道が北海道信用保証協会に支払う損失補償金は「道民の税金」が原資である。融資実行から短期間で代位弁済に至った貸付先があった場合には、当該融資審査や保証承諾審査に問題がなかったのか、北海道においても事後的な検証及び原因分析をすべきである。

(9) 損失補償契約に終期が定められていない【指摘】

損失補償契約に基づく債権管理に「終期」が定められていない場合、例えば、北海道は損失補償契約に基づく返納金の管理をいつまでも継続しなければならず、管理事務継続のための事務負担やコストが必要となる。

したがって、損失補償契約に基づく債権管理の「終期」を設定し、管理事務継続のための事務負担やコストを削減すべきである。

(10) 北海道における損失補償継続の必要性検討姿勢の欠缺【意見】

北海道は、北海道信用保証協会との間で2年に1回の頻度で損失補償契約を継続的に締結しているが、新たな損失補償契約締結に向けた稟議の経過において、損失補償の目的の根拠たる「保証協会の経営基盤強化を図る」必要性の検討や評価を全く行っていない。

一方、北海道は、北海道信用保証協会に対するアンケート等によって一定の効果測定を測っているようではある。

しかし、損失補償の本来的目的たる北海道信用保証協会の財務基盤の強化の必要性の有無について、新たな損失補償契約締結に向けた稟議の経過において検討や評価を行っているとはいえない。

北海道が北海道信用保証協会に支弁する損失補償金は公金たる「道民の税金」が原資である以上、北海道には、他の都府県の損失補償との比較や北海道信用保証協会の財務基盤の推移等に照らした検討といった姿勢が必要である。しかし、現状、これら姿勢が欠けていると言わざるを得ず、北海道には早急な見直し・検討が求められる。

(11) 損失補償金回収収入を雑入で計上している【意見】

損失補償契約に係る損失補償金及び返納金について、一般会計上の処理科目は以下のとおりである。

【損失補償金】

款	項	目	節
経済費	中小企業費	金融対策費	北海道信用保証協会損失補償金

【返納金】

款	項	目	節
諸収入	雑入	経済関係収入	北海道信用保証協会損失補償金回収納付金収入

損失補償金は独立した款項目が設定されている一方、返納金については様々な収入の一つとして「諸収入」という款で処理されている。

一会計期間に当該期間の収益とそれに対応する費用を計上するという「費用収益対応の原則」の観点では問題ないものの、決算書上の表示において費用に対応する収益が「諸収入」で処理されており、費用と収益の直接的な対応関係が分かりにくい状態となっている。

現状では地方自治法施行規則で指定される款項目を使用せざるを得ず、損失補償金回収に適合するものがないことから、結果的に上述の科目処理となっている。現行の各種法令上の取扱いではやむを得ない処理となっているが、損失補償契約の性質上、每期確実に返納額が見込まれ、それが諸収入として処理されることに違和感を覚える。

年度によって増減するものの毎年約100百万円の返納金があり、それが雑入で処理されて開示されている。この金額を含めて、損失補償契約に係る開示については、後述のとおり十分とは言えない。

- (12) 現行の求償権放棄条例では、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」への対応が不十分である【指摘】

令和4年に定められた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく廃業型私的整理手続の利点（中小企業者等が破産する場合以上の額を回収できる点、突然の事業停止による従業員や取引先への影響を回避することができる点など）が明らかになってきたことを踏まえ、北海道信用保証協会が行う求償権の放棄等を承認することができる要件を追加・整理する必要がある。具体的には、北海道の求償権放棄条例を以下の太字の箇所のとおり改正すべきである。

(現行)
第3条 知事は、協会から損失補償契約に基づく求償権の放棄等の承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、その計画の実施が当該中小企業者等の事業の再生及び地域経済の活力の維持に資すると認めるとき又は新たな事業の創出に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 以下省略
(改正案)
第3条 知事は、協会から損失補償契約に基づく求償権の放棄等の承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、その計画の実施が当該中小企業者等の事業の再生に資すると認めるとき、新たな事業の創出その他地域経済の活力の維持に資すると認めるとき、又は中小企業者

等の取引先企業の経営の安定その他の地域経済の安定に資するものと認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。
以下省略

その他改正すべき理由として、①北海道が廃業後創業の意思がない事案を求償権放棄条例の対象としなかった点は合理性を認めることができないこと、②札幌市の求償権放棄条例では、廃業後創業の意思がない事案でも求償権放棄条例の対象となりうると定めていること、③北海道信用保証協会も「創業の意思」のみで求償権放棄条例の対象か否かを区別する北海道の仕組みについて条例改正を強く要望していること等を指摘することができる。

(13) 制度融資のメニューに変化を加えようとする視点が十分でない【所感】

北海道では、北海道信用保証協会に対し、損失補償の必要性を確認するためのアンケートを実施するなどして損失補償の必要性を検討しているものの、その機会に、制度融資の改善点や、信用保証における与信審査の詳細を把握するような試みは見受けられなかった。制度融資実績に関して北海道に蓄積された情報を、よりよい制度融資の実現に有効活用できていないと評価せざるを得ない。

今後は、制度融資のメニューに変化をつける目的を持ったうえで、データ分析や、アンケート、関係機関との意見交換等を積極的に実施されたい。

なお、北海道の令和3年度包括外部監査では、制度融資の成果の測定方法や成果指標を定めるべきとの意見が出された。この趣旨は、本所感同様、それぞれの融資目的に沿ったよりよい制度融資を北海道が達成するために具体的にどう行動するかは指標が不足しており、北海道に対し改善を求めるというものであった。

しかし、先に記載したとおり、現状は北海道において制度融資の改善点を把握するような試みが見受けられず、よりよい制度融資の設計をすることが難しい状況が続いている。そのため、北海道には、令和3年度包括外部監査における意見も踏まえ、制度融資のメニューに変化を加えようとの視点を持って取り組んでいただきたい。

(14) 「避けることのできなかつた費用」の定義規定がない【指摘】

北海道と北海道信用保証協会との間で締結された損失補償契約において、北海道信用保証協会が求償権を行使するために支出した費用のうち「避けることのできなかつた費用」は、北海道信用保証協会が求償権を行使して取得した回収納付金から控除することとされている。しかし、損失補償契約書上、「避けることのできなかつた費用」の範囲については、「甲乙協議の上定める」とされているのみで、具体的な内容を定める規定は存在しない。

これにつき、北海道は、北海道と北海道信用保証協会との間において、「避ける

ことのできなかった費用」を含めた契約文言の解釈は日本公庫と北海道信用保証協会との間に適用される規定を準用することになっているので、特に実務上解釈が問題となるケースはない旨を回答した。しかし、それらの規定を「準用する」と定めた規定はない。北海道又は北海道信用保証協会の担当者が交代すれば、その「準用する」という運用が継続されるとは限らない。

「避けることのできなかった費用」の解釈に齟齬がないようにするとともに、無限定な費用支出を防止する観点から、北海道信用保証協会と締結する損失補償契約書又は別途取り交わす文書において、「避けることのできなかった費用」の定義規定を置くことが必要である。

(15) 求償権行使に要する費用の負担区分及び回収について【意見】

北海道信用保証協会が費用を支出して回収活動を行ったものの債務者及び保証人からの回収が実現しなかった場合、北海道信用保証協会が支出した費用は、北海道からの損失補償の対象とはならず、北海道信用保証協会の負担となる。

現状の費用負担構造の下では、債務者及び保証人からの回収の見込みが不確実な事案において、北海道信用保証協会が費用を支出して法的手続等の回収活動を行うことは、北海道信用保証協会にとって回収不能な経費支出を増大させることを意味し、北海道信用保証協会による積極的な回収活動を躊躇させる要因となりうる。北海道信用保証協会が法的手続等の回収活動ではなく早期の求償権放棄等の処理を選択した場合、北海道への回収納付金額を減少させ、ひいては北海道の財政負担を増大させる要因となり得る。

そこで、北海道においては、求償権回収額の最大化を図り、もって北海道の財政負担を軽減する観点から、北海道信用保証協会が適切な回収行動を選択し得るよう、費用負担についての制度設計の見直しを行うことが望ましい。具体的には、債務者の資力等を勘案した上で経済合理性を満たす範囲で行う法的手続等の回収努力に係る費用については、回収の成否にかかわらず損失補償の対象とする等の制度とすることが考えられる。

なお、費用負担構造の見直しに当たって、回収活動に伴う費用の無限定な増大を防止するため、一定額以上の費用支出を伴う回収活動について、その費用を損失補償対象に含める場合には、北海道への事前協議を要する等の承認手続を併せて整備することを検討されたい。

(16) 損失補償の実績にかかる情報開示について【意見】

北海道は、損失補償契約に基づく損失補償金の支出及び回収納付金の収納について、毎会計年度の歳入歳出予算及び決算において計上し、その要領を公表して

いる。しかし、北海道が公表している情報は、款項目区分における総額の公表にとどまっており、損失補償の履行件数、補償金額、求償権行使による回収納付金額及び実質的な財政負担額（損失補償金額から回収納付金額を控除した額）等の内訳を明らかにしていない。そもそも、北海道は、「個別」融資に関する債務者名、金額、使途等の内容は実地検査で無作為抽出された案件以外、全く把握をしておらず、内訳を作成するに足りる情報を取得していない。

北海道は、北海道信用保証協会に対する損失補償制度の施策評価のため、主要な施策の成果を説明する書類を作成し、損失補償の履行件数・補償金額に加え、求償権行使による回収納付金の実績を過年度からの推移が比較可能な形式で明示することが望ましい。これらの開示情報は、北海道の財政運営及び施策の成果を評価するための基礎的な情報であり、北海道は、これを開示できる体制を速やかに整備することを検討されたい。

4 まとめ

本年度の包括外部監査の対象とした北海道と北海道信用保証協会との間の損失補償契約は、中小企業者等の信用力を補完することでその資金調達を可能にし、北海道経済の持続的な発展を目指すものであり、いわゆる制度融資として定着している。北海道における損失補償契約に基づく事務の規模は、損失補償金請求が年間966件、回収納付金返納が年間4444件、管理事務停止が年間929件（いずれも令和6年度）である。しかし、それを担う職員数はわずか4名である。北海道は、職員配置について金融機関等の経験者を配置するなど特段の配慮をしていると説明した。しかし、その「特段の配慮」に関する規定はなく、職員配置について文書化された申し送りもない。しかも、北海道は、金融機関等において債権回収を担当する部署を経験したことがない者も損失補償契約に関する「金融機関等の経験者」として扱っており、北海道が損失補償契約に基づく事務処理の難易度や専門性を正しく理解しているとは評価できない。

北海道が制度融資という施策を継続させるのなら、その事務手続の量と質に見合った人員体制の構築が急務である。北海道は、限られた予算と人員、運用の工夫によって損失補償契約に基づく施策を実行しているのであろうが、北海道財務規則に違反する可能性のある運用をしたり、あるべき規則がなかったりする現状は、法律に基づく行政を実践しているとは評価できない。

本年度の包括外部監査による指摘を契機に、現状の事業規模にふさわしい組織及び運営を行うことが実現されることを期待する。

以 上